6大福相第　　　　　号

令和　　年　　月　　日

殿

大府市福祉総合相談室長

社会福祉法に基づく個人情報の提供について（依頼）

標記の件につきまして、社会福祉法第106条の６に規定するヤングケアラー要否判定会議を開催するにあたり、支援方針の検討等に必要なため、下記対象者に係る個人情報の提供をお願いいたします。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 対象者氏名 |  |
|  |
| 対象者住所 |  |
| 対象者生年月日/学年 | 年　　月　　日（　　　　　年） |
| ヤングケアラーの疑い（状況） |  |

【参考】社会福祉法（昭和26年法律第45号）

第106条の6　市町村は、支援関係機関、第百六条の四第四項の規定による委託を受けた者、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援に従事する者その他の関係者（第三項及び第四項において「支援関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援会議」という。）を組織することができる。

３　支援会議は、前項に規定する情報の交換及び検討を行うために必要があると認めるときは、支援関係機関等に対し、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

【連絡先】

大府市役所　福祉総合相談室　担当：○○

電話：0562-45-6219

Mail:sodan@city.obu.lg.jp